三次市物価高騰対策 小規模事業者等支援金

申請受付期間

令和7年**4月 1日 (火)** から 令和7年**5月30日 (金)** まで

三次市では、物価高騰により経営に影響を受けている市内の小規模事業者等の負担 軽減および事業継続を支援するため、本市独自の支援金を交付します。

支援金の額

個人事業者 5 万円 法人 1 0 万円 支援金の交付は1事業者に対して1回限りです。

対象者

次の(1)~(4)をすべて満たす者

- (1)市内に事業所を有する小規模事業者等(※裏面参照)
- (2)年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、その前年の収入が120万円以上である者。ただし、令和6年中に事業を開始した者は、別に定める収入を超える者
- (3)令和6年(法人は前事業年度)分の確定申告をしている者(令和6年に設立された法人を含む)
- (4) 今後も事業を継続する意思がある者
- ※ ただし、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設は本事業の対象外です (別の支援事業を活用ください)

申請書類(添付書類)

- ① 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 宣誓書(様式第2号)
- ③ 令和6年分確定申告書の写し(法人の場合、直近の法人税確定申告書)
- ④ 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることを証する書類(※チェックリスト参照)
- ⑤ 振込先口座通帳の写し
- ⑥ チェックリスト
- ※ 申請に必要な書類は、受付窓口(三次商工会議所、三次広域商工会)で配布のほか、市HPへ掲載しています。

申請書類の受付窓口(三次商工会議所・三次広域商工会)

◆ 市内事業所の所在地が旧三次市内の事業者

受付場所: 三次商工会議所 〒728-0021 広島県三次市三次町1843-1

電 話: 0824-62-3125 FAX: 0824-63-5200

受付日: 月~金曜日(祝日除く) 受付時間 9:00~12:00, 13:00~16:00

◆ 市内事業所の所在地が作木・布野・君田・三良坂・三和・吉舎・甲奴の事業者

受付場所: 三次広域商工会 〒729-4304 広島県三次市三良坂町三良坂5042-1

(本所) 電話:0824-44-3141 FAX:0824-44-3390

(作木支所) 電話:0824-55-2124 FAX:0824-55-3535 (布野支所) 電話:0824-54-2036 FAX:0824-54-2876 (君田支所) 電話:0824-53-2039 FAX:0824-53-2971 (吉舎支所) 電話:0824-43-3171 FAX:0824-43-4171 (三和支所) 電話:0824-52-2065 FAX:0824-52-2589 (甲奴支所) 電話:0847-67-2433 FAX:0847-67-2349

受 付 日: 月~金曜日(祝日除く) 受付時間 9:00~12:00.13:00~16:00

ただし、各支所窓口につきましては、月曜日及び金曜日は閉所していますので、ご注意ください。

小規模事業者等の要件

●業種ごとに定められた従業員数要件

業種	産業分類大分類	従業員数
□ 製造業その他□ 宿泊業、娯楽業	農業、林業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、 金融業、保険業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業	20人以下
□ 商業又はサービス業	卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、複合サービス 業、サービス業(他に分類されないもの)	5人以下

よくある質問(Q&A)

- Q1 対象となる「個人事業者」は、どのような方ですか。
- A1 三次市内に店舗又は事務所を有し、事業収入のある個人が対象となります。 住所が市外の場合は、店舗又は事務所の所在地が三次市内であることがわかる書類を提出ください。
- Q2 国や県、市が実施している他の補助金を受けていても申請できますか。(他市町含む)

同様の趣旨の国、県又は市の補助金等の交付を受けた方は対象外です。

- ※併給ができない支援金・補助金の例
- A 2 【三次市】・配合飼料価格高騰対策支援事業補助金 ・保育施設等物価高騰対策支援事業補助金 ・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金

【広島県】エネルギー価格高騰対策 創エネ関連設備投資助成金

- Q3 従業員数は、アルバイトやパートを含んで記入しなければいけませんか。
- A3 従業員数は、個人事業主や会社役員、共同経営者(2人まで)及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた人数をご記入ください。
- 04 不動産賃貸業を営んでいる場合は、対象となりますか。
- A4 対象外です。 A4 ただし、「不動産紹介業(宅地建物取引業許可を有するもの)」「不動産販売業」は対象となります。
- Q5 NPO法人は、対象となりますか。
- A5 事業収入が120万円以上ある場合は、対象です。
- Q6 給与収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか。
- A6 主たる収入が給与収入ですので、申請できません。
- Q7 年金収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか。
- A7 この制度においては、年金収入は主たる収入として扱わないため、申請できます。
 - ※ 上記のほか、Q&Aを三次市HPで随時更新していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

◆ 三次市役所産業振興部商工観光課 商工労働・企業誘致係

電話:0824-62-6171 FAX:0824-64-0172 E-mail:shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

